

## 新潟県保険者協議会医療計画部会設置運営要綱

### (目的)

第1条 新潟県保険者協議会設置運営規程第7条の規程に基づき、次の新潟県保険者協議会医療計画部会（以下「部会」という）を設置し、新潟県保険者協議会（以下「協議会」という）の推進する事業の実施について、実務レベルでの検討を行なうことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### (任務)

第2条 部会は、新潟県保険者協議会設置運営規程第2条の規程に基づき次の事項について協議を行なうものとする。

- (1) 医療計画の策定及び変更に関する意見提出案の取りまとめ
- (2) その他医療計画に関し必要な事項

### (構成)

第3条 部会は次の区分による部員をもって構成する。

- (1) 健康保険組合関係者
- (2) 全国健康保険協会関係者
- (3) 国民健康保険関係者
- (4) 共済組合関係者
- (5) 後期高齢者医療広域連合

2 部会は、必要に応じて、学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

### (任期)

第4条 部員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 部員に欠員が生じた場合における補欠部員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営)

第5条 部会には、部長1名、副部長1名を置くこととし、部員の中から互選する。

2 部長は、部会の会務を総理し、部会の議長となる。

3 部長に事故あるときは、副部長がその職を代理する。

### (会議)

第6条 部会は、必要に応じて会長が招集する。

### (事務局)

第7条 部会の事務局は、協議会事務局内に置くものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 最初に部員に就任する者の任期は、平成30年3月31日までとする。